

[全文]

福島県認可外保育施設新型コロナウイルス感染症対策推進事業費 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、認可外保育施設（中核市に所在するものを除く。以下同じ。）における新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る）が発生した場合に生じる感染症対策事業の実施に伴う手当等の人件費、消毒業務に要する費用の一部を助成することにより、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくことを目的として、「認可保育所等設置支援事業の実施について」（令和5年6月6日こ成保第16号）別紙「保育環境改善等事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に定める認可外保育施設に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、実施要綱に基づき認可外保育施設に対して行う次の事業を交付の対象とする。

1 新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る）が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために行う以下の事業。

(1) 緊急時の職員確保を行う事業

・職員の感染症等による人員不足に伴う職員の確保等の費用

※費用の例：緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当等

(2) 職場環境の復旧・環境整備等を行う事業

・消毒清掃費用等

2 ただし、新型コロナウイルス感染症対策支援事業の実施については、以下を満たすものとする。

感染症拡大防止を徹底するため、

・保護者との連絡等におけるICTの活用

・保育等の提供に係る遊具等の消毒や、子どもが密集する状況をつくらない等の工夫を図るために必要な保育補助者等の雇い上げ

・感染症対策計画の策定、職員の体調管理

等の取組に努めている。

(交付の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、福島県認可外保育施設新型コロナウイルス感染症対策推進事業費補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日までとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第5条 対象施設等は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

2 対象施設等は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助対象経費の20%以内の減額、又は交付申請額の変更を伴わない補助対象経費の20%以内の増額とする。

2 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

3 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第7条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県認可外保育施設新型コロナウイルス感染症対策推進事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県認可外保育施

設新型コロナウイルス感染症対策推進事業費補助金概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（状況報告又は調査）

第10条 知事は、必要と認めた場合は、補助事業の遂行の状況について報告を求め又は調査することができる。

2 対象施設等は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県認可外保育施設新型コロナウイルス感染症対策推進事業費補助金事業完了報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県認可外保育施設新型コロナウイルス感染症対策推進事業費補助金実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の交付の請求）

第12条 補助金交付の決定の通知を受けた対象施設等は、補助事業が完了した場合は、福島県認可外保育施設新型コロナウイルス感染症対策推進事業費補助金交付請求書（第6号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（取得財産の処分の制限）

第13条 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 規則第18条第1項の知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

3 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 対象施設等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除報告書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全

額又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第 15 条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 13 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 3 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 25 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 10 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。